



事務所だより 1月

2014(H26)

◆外国人が日本料理を働きながら学ぶ

◆特例措置の概要

従来の入国管理法では、外国人が日本国内の日本料理店で就労することは認められておらず、非就労の在留資格「文化活動」を取得し、入国する方法しかなかった。この場合、無報酬で修業、社会保険の対象外、お客様への料理提供は不可、といった課題がありました。

今回の特例措置により、熱意のある外国人が日本料理を働きながら学ぶことが可能となり、日本料理を海外に正しく普及・発信できる人材の育成が図られます。

京料理、私も
学びたい!

◆京都市特定伝統料理海外普及事業

京都市は、外国人受入事業者（料亭等）の選定や受入事業の管理監督等、日本料理アカデミーと連携して、京都市特定伝統料理海外普及事業を実施します。具体的には、京都市は、事業実施要領を作成し、本要領に沿って適正に外国人の受入れを実施できる事業者（料亭等）を指定します。

外国人は、海外のレストラン等から業務の一環として派遣され、当然調理の技能があり、帰国後に日本料理を世界に発信する意思を有することが要件とされています。

◆「世界遺産・二条城MICEプラン」事業の実施

◆MICEってなに?

Meeting

企業等のミーティング等。
例:海外投資家向け金融セミナー
グループ企業の役員会議等

Incentive(Travel)

企業が従業員やその代理店等の表彰や研修などの目的で実施する旅行のこと。企業報奨・研修旅行とも呼ばれる。
例:営業成績の優秀者に対し、本社役員によるレセプション、表彰式等を行う。

Convention

国際団体、学会、協会が主催する総会、学術会議等。
例:IMP・世界総会、国際幹細胞研究
会議、APEC貿易担当大臣会合等

Exhibition / Event

文化・スポーツイベント、展示会・見本市。
例:オリンピック、東京国際映画祭、
東京モーターショー、国際宝飾展等

MICEの効果は、観光振興というだけではなく「人が集まる」という直接的な効果のほか、人の交流から生まれる付加価値や大局的な意義についての認識が高まっています。

◆京都市は「グローバルMICE戦略都市」として選定されています

京都市では、世界遺産であり、国宝・重要文化財を有する二条城の格式や歴史的価値を最大限に活用し、二条城をMICE会場として使用していただくことで、二条城や京都、ひいては日本の魅力を国内外に発信し、あわせて文化財の素晴らしさを再発見していただくため、「世界遺産・二条城MICEプラン」事業を実施することとします。

◆コーディネーターの公募

MICE利用に関する企業等の誘致や会場内で行う業務、企画・運営等の一切を行う「コーディネーター」となる事業者を、旅行業、ホテル業、イベント企画・運営業を営む事業者等から広く募集しています。

※受付期間 平成25年11月15日（金曜）～平成26年1月16日（木曜）

◆知っておきたい「アサーティブネス」

◆「アサーティブネス」とは?

「アサーティブネス」(発展的・協調的自己主張)とは、相手を尊重しながら自分の要望・意見をきちんと相手に伝える、すなわち人間関係を損なうことなく自分の要望・意見を表明するための方法論です。言いづらい内容であってもこちらの主張をしっかりと伝え、問題解決に持っていくための手法として有効です。言い換えれば、上手にコミュニケーションをとるためのスキルであるとも言えます。

近年、企業においても、「マネジメント」、「新人教育」、「リーダー養成研修」など、幅広い場面で活用されるようになってきたようです。

◆「アサーティブ・コミュニケーション」

例えば、「長引いている打合せを相手を不快な気持ちにさせずに切り上げる」「取引先からの誘いを相手の気分を害さずに断る」などなど。これを身に付けるためには、自分のコミュニケーションのとり方の問題点に気づくことが第一歩です。

sMile スマイル
Is イズ
Company's
カンパニーズ
Energy エナジー
笑顔は社会の力

平成 26 年 (2014) 1 月

1	水	元日
2	木	
3	金	かるた始め式 八坂神社
4	土	蹴鞠始め 下鴨神社 10月決算法人の確定申告・4月決算法人の中間申告
5	日	小寒
6	月	
7	火	七草粥
8	水	十日ゑびす大祭(初ゑびす)(8日~12日) ゑびす神社
9	木	
10	金	源泉所得税の納付 住民税特別徴収額の納付
11	土	
12	日	三十三間堂大徳の全国大会
13	月	成人の日
14	火	1級土木施工管理技術検定試験 合格発表日
15	水	
16	木	
17	金	土用
18	土	
19	日	
20	月	大寒 源泉所得税の納付(納期の特例適用者)
21	火	初弘法 東寺
22	水	
23	木	
24	金	
25	土	初天神 北野天満宮
26	日	
27	月	
28	火	
29	水	
30	木	
31	金	前年11月決算法人の確定申告 源泉徴収票の交付 支払調書の提出 固定資産税の償却資産に関する申告 給与支払報告書の提出 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第4期分)



2013 年 (平成 25 年) 12 月 1 日作成「2014.1月号」